

6 手当・助成・年金

(1) 特別障害者手当（国手当）

- ◆対象者 20歳以上であって、著しい重度の障害があり、日常生活において常時特別の介護を必要とする方
◎対象かどうかは、提出された診断書により総合的に判断されます。
（目安としては、身体障害者手帳1・2級、療育手帳A1・A2、又は精神障害者保健福祉手帳1級のうち、2つ以上の障害が重複している方及びそれと同程度以上の障害に該当する方。）
- ◆支給月額 27,350円
- ◆支払方法 2、5、8、11月に銀行などの口座に振り込みます。
- ◆支給されない場合 ア 所得が一定の額を超える場合
イ 施設などに入所している場合
ウ 入院が3ヶ月を超える場合
- ◆必要書類 医師の診断書（所定の様式による）※省略できる場合もあります。
本人名義の預金通帳、マイナンバーに関する必要書類
年金証書、障害者手帳
- ◆窓 □ 障害福祉課（82-7616）

(2) 障害児福祉手当（国手当）

- ◆対象者 20歳未満であって、重度の障害があり、日常生活において常時の介護を必要とする方
◎対象かどうかは、提出された診断書により総合的に判断されます。
（目安としては、身体障害者手帳1・2級、療育手帳A1・A2、又は精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けた方及びそれと同程度以上の障害に該当する方。）
- ◆支給月額 14,880円
- ◆支払方法 2、5、8、11月に銀行などの口座に振り込みます。
- ◆支給されない場合 ア 所得が一定の額を超える場合
イ 施設などに入所している場合
ウ 障害年金などを受給している場合
- ◆必要書類 医師の診断書（所定の様式による）※省略できる場合もあります。
本人名義の預金通帳、マイナンバーに関する必要書類
- ◆窓 □ 障害福祉課（82-7616）

(3) 特別児童扶養手当（国手当）

- ◆対象者 20歳未満で重度又は中度以上の障害を持っている児童を監護、養育している父もしくは母、又は父母に代わって児童を養育している方
 ◎対象者の可否は、提出された診断書により総合的に判断されます。

< 1級はおおむね次のとおり >

身体障害児	視覚1～2級、聴覚2級 上肢1～2級、下肢1～3級、体幹1～2級 内部障害1級（肝臓のみ1～2級）
知的障害児	療育手帳「A」程度の方
精神障害児	日常生活が不能な程度の方

< 2級はおおむね次のとおり >

身体障害児	視覚3級、聴覚・平衡3級、音声・言語3級 そしゃく3級、上肢3級、下肢3～4級 体幹1～3級、内部障害1～3級
知的障害児	精神能力の全般的発達に高度の遅滞がある方 療養手帳「B1」程度、ただし、知的障害があり、 日常生活における身の処置にも特に援助が必要な方
精神障害児	日常生活に著しい制限を受ける程度の障害のある方

- ◆支給月額 1級 52,500円
2級 34,970円

- ◆支給方法 4、8、11月に銀行などの口座に振り込みます。

- ◆支給されない場合 ア 保護者等の所得が一定の額を超える場合
イ 児童が施設などに入所している場合
ウ 児童が障害を事由とする年金などを受給している場合

- ◆必要書類 戸籍謄本
世帯全員の住民票（秦野市内に住民票がある場合は省略できます）
医師の診断書（所定の様式によるもの）
※省略できる場合もあります。ご相談ください。
請求者本人名義の預金通帳
マイナンバーに関する必要書類

- ◆窓 □ 障害福祉課（82-7616）

(4) 神奈川県在宅重度障害者等手当（県手当）

日常生活において常時特別な介護を必要とする在宅重度障害者に支給されます。

- ◆対象者 手帳取得時年齢、または特別障害者手当・障害児福祉手当を受けた年齢が65歳未満であり、基準日（支給年度の8月1日）時点で、県内に継続して6カ月以上お住まいの、次のアまたはイに該当する方

ア 次の(ア)(イ)(ウ)のうち2つ以上に該当する方

(ア) 身体障害者手帳1級または2級の交付を受けた方

(イ) 療育手帳A1またはA2に相当する判定を受けた方

（療育手帳B1に相当する判定を受け、身体障害者手帳1～3級の交付を受けた方を含む）

(ウ) 精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けた方

イ 特別障害者手当または障害児福祉手当を受給されている方

- ◆支給年額 60,000円

- ◆支払方法 1月に銀行などの口座に振り込みます。
 ◎年度途中で支給要件がなくなった場合（転出・死亡等）もその年度分が支給されます。
 ◎年度途中で支給要件（転入・手帳取得等）が発生した場合は、翌年度から支給対象となります。

- ◆支給されない場合

ア 前年所得が一定の額を超える場合

イ 基準日の前日までの1年間（前年8月1日から当年7月31日まで）に、継続して3カ月を超えて、施設や病院に入所・入院している場合

- ◆窓 □ 障害福祉課（82-7616）

(5) 秦野市在宅障害者福祉手当（市手当）

◆対象者 秦野市に住民登録（精神障害者（児）は申請する日において1年以上居住）している在宅の障害者

◆支給年額	身体障害者手帳1級・2級 知能指数35以下 精神障害者保健福祉手帳1級 身体障害者手帳3級・4級で知能指数50以下	35,000円
	身体障害者手帳3級・4級 知能指数50以下 精神障害者保健福祉手帳2級 身体障害者手帳5級・6級で知能指数70以下	30,000円
	経過的福祉手当又は障害児福祉手当受給者	11,000円

◆支払方法 9、3月に銀行などの口座に振り込みます。

◆支給されない場合

- ア 施設等に入所している場合
 - イ 秦野市特別支援学校等在学者福祉手当を受給している場合
 - ウ 特別障害者手当を受給している場合
 - エ 精神科の病院に6ヶ月以上入院している場合
- <精神障害者（児）のみ>
- オ 申請する日において1年以上市内に居住していない場合

◆必要書類 本人名義の預金通帳、障害者手帳

◆窓 □ 障害福祉課（82-7616）

(6) 秦野市特別支援学校等在学者福祉手当（市手当）

◆対象者 盲学校、ろう学校又は養護学校に在学している生徒の保護者
ただし、秦野市在宅障害者福祉手当との重複支給はありません。

◆支給年額 小学生以下 54,000円
中学生以上 60,000円

◆支払方法 5、10月に銀行などの口座に振り込みます。

◆必要書類 在学証明書、預金通帳

◆窓 □ 障害福祉課（82-7616）
毎年4月中に新規及び継続の手続きが必要です。

(7) 福祉タクシー利用券

障害者の生活の利便を図るためにタクシー利用券が交付されます。

- ◆対象者 身体障害者手帳 1・2級
知的障害者知能指数35以下、または療育手帳A1・A2
精神障害者保健福祉手帳1級
特定医療費（指定難病）医療受給者・小児慢性特定疾病医療受給者
ねたきり高齢者登録者
先天性血液凝固因子障害等医療受給者証の交付を受けた者
特別障害者手当を受給している者
- ◆交付できない方 ア 自動車燃料費又は施設通所交通費の助成を受けている方
イ 施設等に入所している方
ウ 生活保護受給者
- ◆助成額 タクシー利用券（1枚500円）の交付枚数は次のとおりです。

一般の対象者	月4枚（年間48枚）	自動車税又は軽自動車税が減免の場合は半分の枚数
特別障害者手当受給者	月8枚（年間96枚）	
人工透析週3回通院者 （医師の通院証明が必要）	月6枚（年間72枚）	

- ◆必要書類 各障害者手帳、各医療受給者証、
- ◆窓 □ 障害福祉課（82-7616）

(8) 障害者自動車燃料費助成

障害者が所有する自動車を自ら運転する場合、その運行にともなう燃料費の一部を助成します。18歳未満は、同居家族の所有及び運転でも対象です。また、自己所有の自動車を自ら乗車するために自動車の改造をしている方も対象です。

- ◆対象者 身体障害者手帳 1・2級
知的障害者知能指数35以下、または療育手帳A1・A2
精神障害者保健福祉手帳1級
- ◆助成できない方 ア 福祉タクシー利用券の交付を受けている方
イ 施設通所交通費の助成を受けている方
ウ 施設等に入所している方
エ 生活保護受給者
- ◆助成額 月額2,000円上限。ただし、自動車税又は軽自動車税が減免の場合は月額1,000円上限。

- ◆必要書類 <認定を受けるとき>
障害者手帳、本人名義の預金通帳、車検証、運転免許証
<請求するとき>
印鑑、障害者手帳、購入した物品がわかる領収書（原本）
- ◆窓 □ 障害福祉課（82-7616）

(9) 秦野市障害者施設等通所交通費助成

障害福祉サービス事業所等に通所している方（市内に住所を有する方に限る）に対し、本人分の交通費を助成します。

月を単位として、もっとも経済的な通常の経路及び方法により通所に要する障害者割引後の運賃の額を助成します。ただし月間の運賃は、一ヶ月分の定期券の額を上限とします。

- ◆助成できない方
 - ア 福祉タクシー利用券の交付を受けている方
 - イ 障害者自動車燃料費の助成を受けている方
 - ウ 生活保護受給者
 - エ 施設等が実施する無料送迎を常時利用する方
 - オ 施設等から交通費を支給されている方

- ◆必要書類 本人名義の預金通帳

- ◆窓 □ 障害福祉課（82-7616）

(10) 秦野市障害者グループホーム家賃助成

グループホームに入居している障害者に対し、家賃（本人負担額の半額、上限10,000円）を助成します。

- ◆対象者 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する共同生活援助を提供する施設に入居している障害者。ただし、市民税が課税されている方、生活保護受給者の方は対象外です。
- ◆必要書類 本人名義の預金通帳、契約書
重要事項証明書等の家賃額の分かる書類
マイナンバーに関する必要書類

- ◆窓 □ 障害福祉課（82-7616）

(11) 障害者扶養共済制度

障害者を扶養している保護者が毎月一定の掛金を納めることにより、保護者に万一のこと（死亡・重度障害）があったとき、障害者に終身一定額の年金を支給するものです。障害者1人につき2口まで加入できます。

- ◆加入資格 将来独立自立することが困難な知的障害者、身体障害者（1級～3級）、精神障害者を扶養している保護者で次に該当する方
 - ア 住所が県内（横浜市内、川崎市内及び相模原市内を除く）にあること
 - イ 65歳未満であること
 - ウ 特別の疾病や障害がなく、健康であること
- ◆掛 金 加入者の年齢により9,300円～23,300円
- ◆年金の給付 加入者が死亡、又は重度の障害を有する状態になったときに障害者に1口につき20,000円の年金を支給します。
- ◆窓 口 障害福祉課（82-7616）

(12) 障害基礎年金

国民年金加入中に初診日があり、障害の程度が国民年金法施行令で定める1級又は2級に該当する方で、初診日前日において前々月までの加入期間の3分の2以上の保険料を納付（免除・猶予期間、学生納付特例期間を含む）された方（特例あり）、また、20歳になる前に初診日がある病気や怪我が原因で、1級又は2級の障害者となった方に支給されます。

- ◆支給年額

1級	976,125円
2級	780,900円
- ◆窓 口 国保年金課（82-9614）
障害厚生年金の場合は、平塚年金事務所（22-1515）

(13) 介護料等の支給

自動車事故による交通事故が原因で、「脳」、「脊髄」又は「胸腹部臓器」に重度の後遺障害が残り、日常生活において「常時」又は「随時」の介護が必要な方に介護料を支給します。

- ◆対象者 「脳」、「脊髄」または「胸腹部臓器」に重度の後遺障害が残り、日常生活において「常時」又は「随時」の介護が必要な方
- ◆窓口 独立行政法人自動車事故対策機構(通称：NASVA)神奈川支所
(045-471-7401)